

国民健康保険の 税率を改正しました

国民健康保険は、日ごろから加入者の皆さんが国民健康保険税を出し合い、必要な医療費や健康づくりに役立てるものです。

6月定例会市議会で「高梁市国民健康保険条例の一部を改正する条例」が可決され、今年度の税率を改正しましたので、お知らせします。

今年度の税率は、平成20年中の所得等が確定したことにより、国民健康保険会計の財政状況を考慮し、医療費の見込みを再計算するとともに、昨年からの経済情勢等を踏まえ、被保険者の負担を極力抑えるよう、財政調整基金を充当するなどし、表①のように改正しました。

また、国の法律等の改正に伴い、



表① 平成21年度 国民健康保険税率

税率等	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割率	6.4%	7.3%	2.3%	2.6%	1.7%	据え置き
均等割額	20,000円	据え置き	6,800円	7,100円	8,200円	
平等割額	14,000円		4,600円	4,800円	4,200円	
賦課限度額(年間)	47万円		12万円	据え置き	9万円	10万円

所得割：加入者ごとの基礎控除(33万円)後の平成20年中の総所得金額等に税率を乗じて算出

均等割：加入者1人当たりの年額に加入者数を乗じて算出

平等割：1世帯当たりの年額

※医療保険分、後期高齢者支援金分(0～74歳が対象)…75歳になる場合は誕生月の前月までを月割りで計算

※介護保険分(40～64歳が対象)…40歳になる場合は誕生月から、65歳になる場合は誕生月の前月までを月割りで計算

国民健康保険税の納付について

国民健康保険税は世帯単位に課税します。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも納税義務者は世帯主(擬制世帯主)となります。

また納付方法は、納付書や口座振替で納める普通徴収と、年金受給月に年金から天引きされる特別徴収があります。65歳以上75歳未満の被保険者のみで構成される世帯は、原則として世帯主(擬制世帯主を除く)の年金から国民健康保険税が天引きされます。

<国民健康保険税の納付方法>

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	—	—	—	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	—
特別徴収	仮徴収	—	仮徴収	—	仮徴収	—	本徴収	—	本徴収	—	本徴収	—

※普通徴収の納期限は月末(12月は25日)ですが、休日の場合は翌日(翌日も休日の場合は翌々日)となります。

なお、今年度から普通徴収(納付書および口座振替)の場合、「全期前納」が利用できるようになりました。「全期前納」とは、第1期(7月)の納付期限までに年間の税額を一括納付(振替)することです。ただし、報奨金制度はありません。詳しくは、5月号8ページをご覧ください。

若い女性の健康診査

市は、18～39歳の若い女性を対象とした健康診査を、次の日程で実施します。なお、今年度は一部の会場で、子宮がん検診、乳がん検診も行います。

会場には託児所があります。この機会に受診され、健康づくりに役立ててください。

1. 健診内容・対象者

- ①若い女性の健診（18～39歳までの女性）
身体測定、尿検査、血圧測定、血液検査、
内科察診、骨塩量測定（超音波）
- ②子宮がん検診（20歳以上の女性）
子宮頸部細胞診、内診
- ③乳がん検診（30歳以上の女性）
視触診検査

2. 日程・会場

月日・受付時間	会場	健診内容
8月10日(月) 9:30～10:30	落合研修会館	①
8月11日(火) 13:00～13:30、 14:00～14:30	成羽健康管理センター	①②③
8月18日(火) 9:30～10:30	有漢保健センター	①②
10月5日(月) 9:30～10:30	高梁保健センター	①

3. 受診料

- ①若い女性の健診 1,300円
- ②子宮がん検診 1,000円
- ③乳がん検診 300円

4. 申込方法

各地区愛育委員の回覧で申し込むか、健康づくり課、または各地域局へ電話で申し込んでください。

■問い合わせ・申し込み

健康づくり課健康増進係（TEL②10267）、
各地域局地域振興課住民福祉係

後期高齢者医療制度 移行に伴う緩和措置

介護納付金賦課額の賦課限度額を9万円から10万円に改正しました。
国民健康保険は、加入者の皆さんに納めていただく保険税と、国や県、市などの公費で運営されています。納付にご理解とご協力をお願いします。

平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まりました。
これに伴って、世帯主もしくは世帯員が後期高齢者医療制度に移行した場合に、国民健康保険加入世帯の負担が大きく変わらないうよう、次の緩和措置が設けられています。

①後期高齢者医療制度への移行で、国民健康保険加入者が一人となった場合には、「平等

割」を半額とします。
（移行後5年間）
②低所得者の軽減措置は世帯の所得と人数によって判定されるため、後期高齢者医療制度へ移行した人も含めて判定します。
（移行後5年間）
③被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する人に扶養されていた65歳以上の国民健康保険加入者には、「所得割」の

免除、「均等割」の半額等の減免措置があります。
（移行後2年間）
※申請が必要です。
■問い合わせ 国民健康保険税については税務課市民税係（TEL②0214）、医療費については保険課健康保険係（TEL②0258）、加入脱退（資格）については市民環境課戸籍住民係（TEL②0252）、または各地域局地域振興課住民福祉係